

平成 28 年 7 月 22 日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益財団法人全国里親会に対する勧告について

目 次

勧告の概要	1
行政庁から法人に対する勧告書	2
公益認定等委員会から行政庁に対する勧告書	6
公益法人の監督措置に係る手続の流れ	12



内閣府

平成 28 年 7 月 22 日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益財団法人全国里親会に対する勧告について

公益財団法人全国里親会において、事業報告等が確定していないことに関し、行政庁（内閣総理大臣）は本日付で、同法人に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 28 条第 1 項の規定による勧告を行いましたので、公表します。

（この勧告は、内閣府公益認定等委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対して行われた同法第 46 条第 1 項の規定による勧告に基づき行政庁（内閣総理大臣）が行うものです。）

（勧告の概要）

公益法人として公益認定法第 5 条第 2 号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」を早急に確立するとともに、法令を順守し、適切な法人運営を確立するため、以下の措置を講ずること。

- （1）平成 24 年度以降の適正な事業報告等を速やかに作成し提出するとともに、公益法人制度に精通する者を確実に関与させること。
- （2）当該事態が生じた経緯について詳細に説明するとともに、理事、監事等の責任を明らかにすること。
- （3）各理事及び監事が、公益認定を受けた法人として適正に事業を実施できる体制を再構築すること。

等

【本件問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室
石塚、虫明

TEL : 5403-9538 (直通)

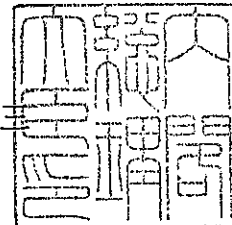
FAX : 5403-0231



府益担第835号
平成28年7月22日

公益財団法人全国里親会
代表者 星野 崇 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



勸告書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第28条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勸告します。

記

1 勸告年月日

平成28年7月22日

2 勸告の内容

貴法人から提出された平成24年度以降の事業報告等の確認作業及び平成28年2月16日に貴法人に対し実施された立入検査の結果から、貴法人の事業運営について以下の問題点が認められた。

- I 平成24年度以降の事業報告等（特に計算書類）に係る修正依頼について、回答期限を過ぎても的確な回答をせず、必要な修正を行っていない。
- II 監事による監査報告書について、監事本人が署名していない報告書が作成され、そのことを法人として認識していなかった。
- III 役員及び評議員の変更について、必要な手続が行われなかった。
- IV 「里親賠償保険 公益財団法人 全国里親会 会長 星野崇」名義普通預金口座の残高及び同口座で生じた受取利息が財産目録及び貸借対照表に計上されていなかった。
- V 書類の整理、保管及び受信・発信に関する事務並びに団体契約に関する保険料相当額の集金事務の受託について、行政庁に無断でそれら業務を開始し、必要な変更認定申請を行わなかった。

貴法人の理事、理事会、監事及び評議員会は、I及びIIについては公益法人制度を

理解せず、また、Ⅲ及びⅣについては、行政庁から指摘を受けるまで是正せず、看過していた疑いがある。さらには、Ⅴについては、行政庁から指摘を受けても是正されていない。

以上を踏まえ、貴法人において、公益法人として、公益認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」を早急に確立するとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）その他の法令を遵守し、適切な法人運営を確立するため、以下の措置を講ずること。

- (1) 平成24年度以降の適正な事業報告等を速やかに作成し提出すること。また、当該事業報告等の作成に当たっては、公益法人制度に精通する者を確実に関与させること。
- (2) 上記ⅠからⅤまでの事態が生じた経緯について詳細に説明するとともに、これらの事態を生じさせた理事及び理事会、十分なチェック機能を果たさなかった監事並びに理事、理事会及び監事に対する必要な監督を行わなかった評議員会の責任を明らかにすること。
- (3) 各理事及び監事が、一般法人法により課せられた義務を十分に果たし、法人としての自己規律を発揮することで、公益認定を受けた法人として適正に事業を実施できる体制を再構築すること。
- (4) 上記(1)～(3)について、平成28年8月末日までに必要な措置を講じた上で、その内容を行政庁に報告すること。

3 理由

公益認定等委員会から内閣総理大臣宛て「勧告書」（平成28年7月22日付け府益第626号）の3に記載のとおり、貴法人において公益認定法第5条第2号に掲げる基準に適合しなくなったこと及び各機関が一般法人法の規定（一般法人法第197条において準用する第90条第2項、第99条及び第101条等）に基づき義務を果たし、又は権限を適切に行使していないことが疑われることから、公益認定法第29条第2項第1号及び第3号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため。

4 是正又は改善措置等の報告

上記勧告に係る措置を講じ、その内容を別添様式により内閣府大臣官房公益法人行政担当室に報告すること。

なお、正当な理由なく、この勧告に係る措置をとらなかったときは、公益認定法第28条第3項により、勧告に係る措置をとるべき旨の命令を発出することがあり得ます。

5 報告期限

上記2（4）に記載の期限

6 報告方法

書面により提出すること。

【参考1】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（抄）

（勧告、命令等）

第28条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告を公表したときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4・5 （略）

（公益認定の取消し）

第29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3～7 （略）

【参考2】公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月（平成25年1月改定）内閣府公益認定等委員会）（抜粋）

I 公益法人認定法第5条等について（公益社団法人・公益財団法人関係）

2. 認定法第5条第2号関係〈経理的基礎及び技術的能力〉

〈経理的基礎〉

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性とする。

(1) 財政基盤の明確化

① 貸借対照表、収支（損益）予算書等より、財務状態を確認し、法人の事業規模を踏まえ、必要に応じて今後の財務の見通しについて追加的に説明を求める。

②略

(2) 経理処理・財産管理の適正性

財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること（注1）、不適正な経理処理を行わないこと（注2）とする。

（注1）略

（注2）法人の支出に用途不明金があるもの、会計帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

〈本件担当者〉（照会先、報告を書面により提出する際の送付・連絡先）

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

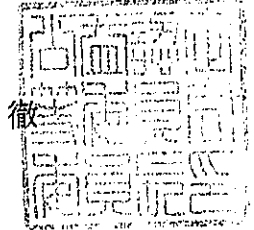
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階



府益第626号
平成28年7月22日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

公益認定等委員会
委員長 山下 徹



勸告書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第46条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勸告します。

記

1 措置の対象となる法人

- (1) 法人コード：A011611
- (2) 法人の名称：公益財団法人全国里親会
- (3) 代表者の氏名：星野 崇
- (4) 主たる事務所の所在場所：東京都港区赤坂九丁目1番7号秀和レジデンシャルホテル内

2 勸告の内容

公益財団法人全国里親会（以下「当該法人」という。）については、以下に述べるとおり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第29条第2項第1号及び第3号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるので、当該法人に対し、以下の措置をとるよう、同法第28条第1項の規定により勸告をすること。

（必要な措置）

当該法人から提出された平成24年度以降の事業報告等の確認作業及び平成28年2月16日に当該法人に対し実施された立入検査の結果から、当該法人の事業運営について以下の問題点が認められた。

- I 平成24年度以降の事業報告等（特に計算書類）に係る修正依頼について、回答期限を過ぎても的確な回答をせず、必要な修正を行っていない。

- II 監事による監査報告書について、監事本人が署名していない報告書が作成され、そのことを法人として認識していなかった。
- III 役員及び評議員の変更について、必要な手続が行われなかった。
- IV 「里親賠償保険 公益財団法人 全国里親会 会長 星野崇」名義普通預金口座の残高及び同口座で生じた受取利息が財産目録及び貸借対照表に計上されていないかった。
- V 書類の整理、保管及び受信・発信に関する事務並びに団体契約に関する保険料相当額の集金事務の受託について、行政庁に無断でそれら業務を開始し、必要な変更認定申請を行わなかった。

当該法人の理事、理事会、監事及び評議員会は、I及びIIについては公益法人制度を理解せず、また、III及びIVについては、行政庁から指摘を受けるまで是正せず、看過していた疑いがある。さらには、Vについては、行政庁から指摘を受けても是正されていない。

以上を踏まえ、公益法人として、公益認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」を早急に確立するとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）その他の法令を遵守し、適切な法人運営を確立するため、以下の措置を講ずること。

- (1) 平成24年度以降の適正な事業報告等を速やかに作成し提出すること。また、当該事業報告等の作成に当たっては、公益法人制度に精通する者を確実に関与させること。
- (2) 上記IからVまでの事態が生じた経緯について詳細に説明するとともに、これらの事態を生じさせた理事及び理事会、十分なチェック機能を果たさなかった監事並びに理事、理事会及び監事に対する必要な監督を行わなかった評議員会の責任を明らかにすること。
- (3) 各理事及び監事が、一般法人法により課せられた義務を十分に果たし、法人としての自己規律を発揮することで、公益認定を受けた法人として適正に事業を実施できる体制を再構築すること。
- (4) 上記(1)～(3)について、平成28年8月末日までに必要な措置を講じた上で、その内容を行政庁に報告すること。

3 理由

内閣府では、当該法人から提出された平成23年度以降の事業報告等について、当該法人に対し数次にわたり記載内容に関する照会を行い、事業報告等の確認作業を進めてきたが、当該法人からの的確な回答が得られず、平成24年度以降の事業報告等の確認が未だに完了していない。そのような中、平成28年2月16日に、公益認定等委員会事務局の職員が、当該法人への立入検査を実施したところ、当該法人の事業運

営において不適切な点が把握された。

そこで、公益認定等委員会は、当該法人に対し、

- ① 平成24年度以降の事業報告等に係る修正依頼について、回答期限を守らず、かつ、必要な修正がなされなかったこと理由
- ② 監事による監査報告書について、監事本人が署名していない報告書が作成されたことに対する認識と対応
- ③ 役員及び評議員の変更について、適切に手続が行われなかった理由
- ④ 「里親賠償保険 公益財団法人 全国里親会 会長 星野崇」名義普通預金口座及び同口座で生じた受取利息が会計帳簿に計上されていなかった理由
- ⑤ 公益法人会計基準に基づかない平成26年度の正味財産増減計算書内訳表が提出された理由
- ⑥ 書類の整理、保管、受信・発信に関する事務委託契約を締結した経緯及び必要な変更認定申請を行わなかった理由
- ⑦ 団体契約に関する保険料相当額の集金事務委託契約を締結した経緯及び必要な変更認定申請を行わなかった理由

等について、公益認定法第27条第1項及び第59条第1項の規定に基づき、平成28年3月3日付け府益第233号により報告を求め、平成28年3月18日に報告書(以下「当該報告書」という。)の提出を受けた。

これを受け、公益認定等委員会において、公益認定法第46条第1項の規定に基づき、当該法人が同法第29条第2項第1号又は第3号のいずれかに該当するかについて審査した結果、経理的基礎及び適正な法人運営について、以下のとおり確認した。

(1) 経理的基礎について

当該報告書及び当該法人が公益認定法第22条第1項の規定に基づき行政庁に提出している計算書類等により、以下の事実が認められた。

- ① 当該法人の会計は、補助金等に係る特別会計とそれ以外の一般会計で構成されており、公益法人会計基準に基づかず、公益目的事業会計と法人会計に区分されていない計算書類等が行政庁に提出されていた。
- ② 「里親賠償保険 公益財団法人 全国里親会 会長 星野崇」名義普通預金口座は、10年以上前に開設されたが、事務処理が煩雑であるとの理由から、従来同口座から生じた受取利息も含めて別会計で計上し、財産目録や貸借対照表に掲載していなかった。
- ③ 平成26年度事業報告等に正味財産増減計算書内訳表が添付されておらず、その後提出された同表は、機械的に上記①の一般会計が「一般正味財産増減の部」として、特別会計が「指定正味財産増減の部」としてそれぞれ計上されており、公益法人会計基準に基づく、寄附等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金(指定正味財産)を当該用途に充てるための支出に必要な一般正味財産への振替えが行われることなく、上記

「指定正味財産増減の部」内で処理していた。

なお、公益認定法第5条第2号において、法人が公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有するものであることが、公益認定の基準である旨規定されているが、「経理的基礎」については、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める審査基準である「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月（平成25年1月改定）内閣府公益認定等委員会）において、「貸借対照表、収支予算書等により、財務状態を確認し、法人の事業規模等を踏まえ、必要に応じて今後の財務の見通しについて追加的に説明を求める」とされ財政基盤の明確化が求められるとともに、「開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること、不適正な経理を行わないこと」など経理処理・財産管理の適正性が求められている。

当該法人は、公益法人会計基準に基づき事業報告等の作成に向け取組を進めたとしているものの、実際には、当該法人から提出された事業報告等について、数度にわたり、平成24年度分の正味財産増減計算書内訳表の問題点について指摘し、問合せを行っているにもかかわらず、十分な回答が得られず、未だに同表が適正に作成されていない。このような状況から、現時点においても、当該法人の公益法人会計制度に対する理解は欠如しており、経理処理・財産管理の適正性を欠いている疑いがある。さらには、上述のとおり、平成24年度以降の事業報告等の確認は未だに完了しておらず、当該法人の財務状態の健全性を確認できていない状況であり、財政基盤の明確化が図られていると言えない。

(2) 適正な法人運営について

当該報告書等により、以下の事実が認められた。

- ① 監査報告書の署名について、入退院を繰り返していた監事が事前に電話やメールにより決算報告書を確認し、その後監事名で署名・捺印された監査報告書を提出してもらったが、それが代筆されたものとは気付かなかった。
- ② 役員及び評議員の変更について、平成25年9月以降の異動に関する変更登記及び行政庁への変更届出の手続が、平成28年5月27日まで行われなかった。
- ③ 書類の整理、保管、受信・発信に関する事務委託契約は、平成27年5月に契約を締結し、平成28年3月まで実施していたが、一時的な事業との認識から、変更認定申請を行わなかった。
- ④ 団体契約に関する保険料相当額の集金事務委託契約は、当該法人が当該事務を公益目的事業の一環として捉えているため、変更認定申請を行わなかった。

このような状況において、当該法人は、

- ・ 上記①について、監査報告書の署名・捺印が代筆されたものとは気付いておらず、同報告書の署名・捺印に意を用いることなく行政庁に提出していた。
- ・ 上記②の役員等の変更届出については、再三にわたる行政庁からの指導により、

ようやく手続を完了した。

- ・ 上記③については、変更認定が必要であるにもかかわらず、同認定を受けずに新たな事務の委託事業を実施し、同事業を終了した。
- ・ 上記④については、当該事務の委託事業が新たな収益事業の追加であるとの行政庁の見解に対し、認定を受けている公益目的事業の一部であると主張して現時点においても変更認定申請を行っていない。

これらのことは、当該法人の理事、理事会、監事及び評議員会が公益認定法等の法令を理解せず、遵法精神を欠いているとの疑いを払拭することができない。

したがって、当該法人の理事、理事会、監事及び評議員会は、以下のとおり、それぞれが果たすべき責務を果たしておらず、当該法人は、公益法人に求められる自己規律の能力を発揮できる状態にないと考えざるを得ない。

- ① 理事は、当該法人の業務執行機関として適切に業務を執行する責務を有している（一般法人法第172条第1項、第197条において準用する第83条及び第91条第1項等）が、いずれの問題においても適時適切に問題の把握及び対応を行うことができず、その果たすべき職務上の義務に違反し、又は職務を怠っている疑いがある。
- ② 理事会は、当該法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するほか、代表理事を選定・解職する権限を有し（一般法人法第197条において準用する第90条第2項）、これを適切に行使する責務を負っている。また、監事は、理事の職務執行を監査するとともに、これを実施するための各種の権限（報告要求・調査権、理事会招集請求権など）を有し、また、義務（不正行為等の理事会報告義務など）が課せられている（一般法人法第197条において準用する第99条、第100条及び第101条等）。当該法人の理事が①の事態を生じさせたにもかかわらず、理事会及び監事は、これを指摘し、是正するための権限を適切に行使せず、その果たすべき職務上の義務に違反し、又は職務を怠っている疑いがある。
- ③ 評議員会は、理事及び監事の選任及び解任の権限を有する（一般法人法第176条、第177条において準用する第63条第1項）など、当該法人のガバナンスを確保するための最高の責任を負っているところ、上記①及び②に掲げる事実又は疑義が認められる理事、理事会及び監事に対し、これらの権限を適切に行使してきたとはいえず、この点に関し、評議員会は、その果たすべき職務上の義務に違反し、又は職務を怠っている疑いがある。

以上のとおり、当該法人は、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有していること及び法人の各機関が一般法人法その他の法令を遵守し、適正に法人を運営することについて疑念を抱かせるものである。

したがって、当該法人については、公益認定法第5条第2号に掲げる基準に適合しなくなったこと及び各機関が一般法人法の規定（一般法人法第197条において準用する第90条第2項、第99条及び第101条等）に基づき義務を果たし、又は権限

を適切に行使していないことが疑われることから、公益認定法第29条第2項第1号及び第3号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるものとして、同法第28条第1項の規定に基づき、当該法人に対して、上記2の(1)から(4)に掲げる必要な措置をとるべき旨を勧告することが適当である。

公益法人の監督措置に係る手続の流れ (公益財団法人全国里親会に対する勧告)

